

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第97号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第35条」を「第35条第1項」に改め、「南部クリーンセンター、」を削り、「東部クリーンセンター」の右に「、南部クリーンセンター」を加え、同条第4号中「、区役所支所又は右京区役所京北出張所」を「又は区役所支所」に改め、同条第5号中「第3条」を「第3条第1項」に、「別表に掲げる」を「第1条に規定する」に改め、同条第9号中「電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る」を削り、同条第10号中「に準じるものとして別に」を「の規定に基づき市長が」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(会計室)